



みなと
MINATO CITY

税金特集号

令和5年
(2023年) 1.21

☎3578-2111(代)

FAX 3578-2634(税務課)

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

好きな方法で納税できます

Web口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンから24時間いつでも簡単に口座振替の申し込みができます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、Web口座振替受付サービス専用サイトをご覧いただけます。

電子マネー決済

スマートフォンの専用アプリで納付書のバーコードを読み取ることで、24時間いつでも納付ができます。



LINE Pay

PayPay

au PAY

d払い

Jcoin

ペイジー口座振替受付サービス

金融機関のキャッシュカードを区の専用端末に通し、暗証番号を入力することで口座振替の申し込みができます。

ところ

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)

持ち物

本人確認書類および金融機関のキャッシュカード

※デビット機能や、クレジットカード機能の付いたキャッシュカードは利用できません。

※このサービスから登録できる金融機関はゆうちょ・みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・芝信金・さわやか信金の7行です。

モバイルレジ

スマートフォンからモバイルバンキング(インターネットバンキング)やクレジットカードで支払う方法です。

専用アプリで納付書のバーコードを読み取り、納付方法を選択して24時間いつでも支払うことができます。

※モバイルレジでクレジット納付を利用する場合は、手数料がかかります。

詳しくは、モバイルレジのホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「モバイルレジ」のホームページをご覧ください。

コンビニ納付

- ①現金と納付書を持ってコンビニへ
- ②レジでお支払い
- ③領収証書とレシートの受け取り



モバイルレジ

VISA

MasterCard

JCB

AMEX

Diners Club

※コンビニ納付、電子マネー決済、モバイルレジでの納付は、バーコードのある納付書のみ利用可能です。

問い合わせ

税務課税務係

☎3578-2586~91

令和5年から軽自動車税関係手続きの電子化が始まりました

軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス(軽OSS)

パソコンからインターネットで、24時間365日いつでも軽自動車税保有関係手続き(申請・申告・納付)ができるサービス

1月から、軽自動車(三輪以上)の新車を購入した際の、検査申請、各種手数料や自動車重量税(国税)の納付、軽自動車環境性能割の申告納付等の必要な手続きをオンライン上で行うことができるようになりました。

※オンライン手続きができるのは新車購入時のみです。

※二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車は対象外です。

※スマートフォンやタブレットからの申請はできません。



軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)

1月から、継続検査窓口での納税証明書の提示が不要になりました(二輪車を除く)

1月から軽自動車(三輪以上)の車両ごとの納付状況を、軽自動車税検査協会が軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で確認できるようになりました。このため、継続検査時に窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。ただし、二輪の小型自動車については、従来どおり納税証明書の提示が必要です。

また、二輪車以外の軽自動車でも、次のような場合は納税証明書が必要です。

納税証明書が必要になる場合

- 納付直後で、軽JNKSに納付状況が反映されていない場合
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市区町村に引っ越した直後の場合
- 対象車両に過年度の軽自動車税(種別割)に未納がある場合

※継続検査時に軽JNKSで納付確認できなかった場合、納税証明書の提示が必要になることがあります。

地方税共通納税システム(eLTAX)

令和5年度課税分から、軽自動車税(種別割)の電子納税が可能になります

現在、特別区民税・都民税(特別徴収)の電子納税を行っている地方税共通納税システムに、軽自動車税(種別割)が追加され、パソコンやスマートフォンから納付書に記載された二次元コード[eL-QR]を利用して、納税できるようになります。

納税方法

パソコンまたはスマートフォンから、「地方税お支払いサイト」にアクセスしてください。

納付書に記載された二次元コード[eL-QR]、納付書番号[eL番号]を利用して納税することができます。

※「地方税お支払いサイト」は、3月1日からアクセス可能となります。

※地方税共通納税システム(eLTAX)から軽自動車税(種別割)の納税ができるのは、令和5年度課税分からです。

問い合わせ

税務課税務係

☎3578-2586~91

区からのお知らせ

知っておきたい住民税

住民税とは

住民税には、「個人住民税」と「法人住民税」があり、個人住民税は区で、法人住民税は都税事務所で賦課・徴収しています。

区では、区民の誰もが心豊かに、安全に安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、さまざまな事業を行っています。これらの費用は、皆さんが納める税金によって賄われています。

住民税の構成

個人住民税は、「特別区民税」と「都民税」からなり、それぞれに「均等割」と「所得割」があります。この均等割と所得割の額を合計したものが1年間の税額(年税額)になります。

均等割 区内に住所のある人や、事務所・事業所・家屋敷のある人が一律に負担する税金です。

※特別区民税は3500円、都民税は1500円です。

※東日本大震災の復興に関し、区・都が実施する防災のための施策に要する財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの間、特別区民税および都民税の均等割額をそれぞれ年額500円引き上げています。

所得割 前年の所得に応じて計算された税額です。

特別区民税の税率は6パーセント、都民税の税率は4パーセントです。所得の種類によって税率が異なる場合があります。

住民税を納める人(納税義務者)

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1～12月の所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
港区に住所のある人	○	○
港区に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人	○	—

問い合わせ

税務課課税係 ☎3578-2593～8、2600～8

住民税がかからない人

所得割も均等割もかからない人(住民税非課税)

- (1) その年の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) その年の1月1日現在、障害者・未成年者・ひとり親・寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- (3) その年の1月1日現在、前年の合計所得金額が次の金額以下の人
 - ① 扶養親族、同一生計配偶者等がない人
45万円(給与収入で100万円)以下
 - ② 扶養親族、同一生計配偶者がいる人
35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養を含む)の人数+1)+10万円+21万円以下

所得割がかからない人(所得割非課税)

- (1) 前年中の総所得金額等が次の金額以下の人
 - ① 同一生計配偶者と扶養親族がない人 45万円以下
 - ② 扶養親族等がいる人
35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養含む)の人数+1)+10万円+32万円以下

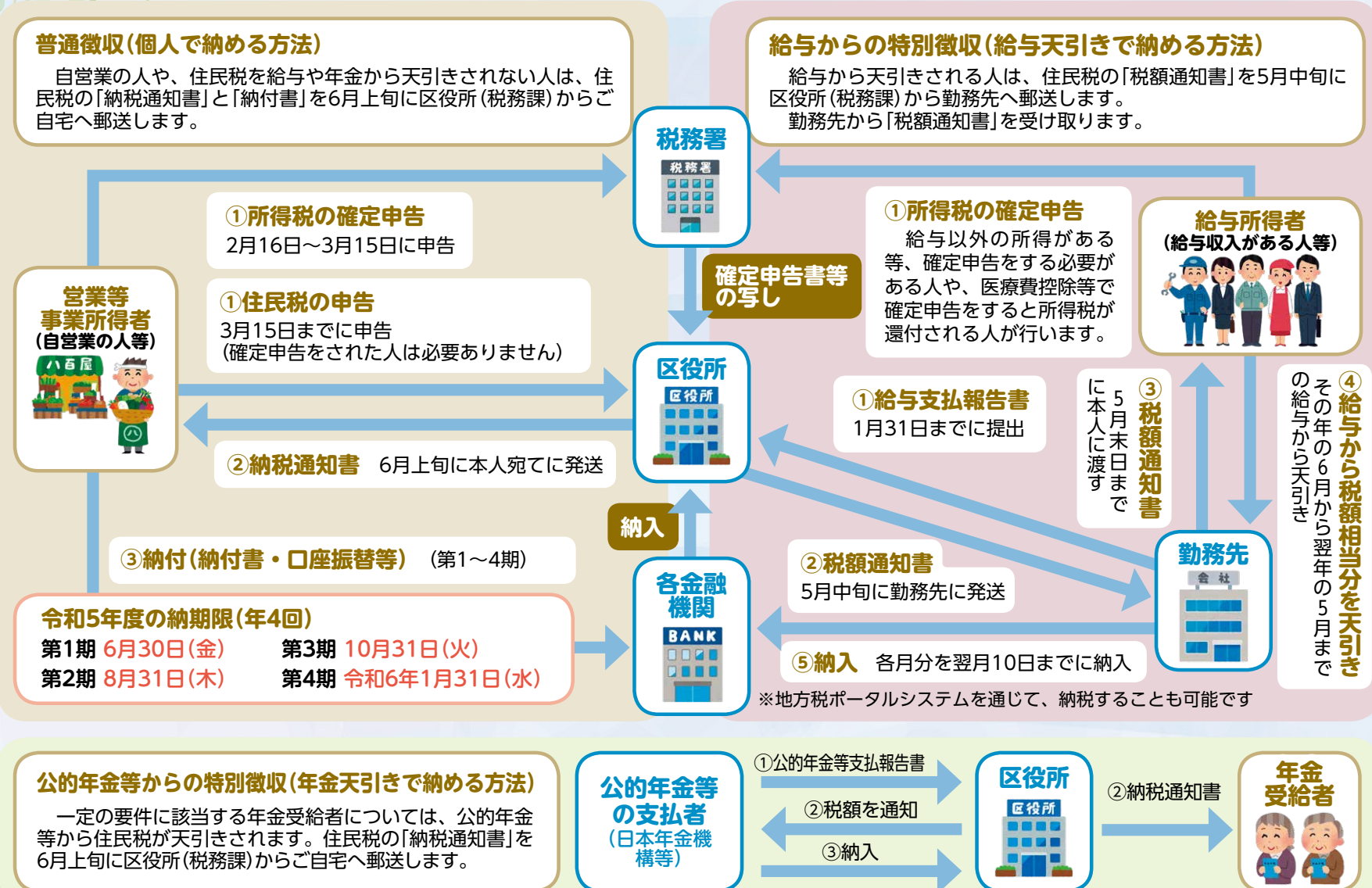
税金のかからない給与収入の額

給与所得者(パート等を含む)の人で1年間の給与収入の合計が103万円までの場合、所得税はかからず、100万円までの場合は住民税もかかりません。

給与収入(年収)※	本人に税金がかかるか		扶養に入ることができるか
	住民税	所得税	
100万円以下	かからない	かからない	できる
100万円超～103万円以下	かかる	かからない	できる
103万円超	かかる	かかる	できない

※扶養親族がいる場合等は給与収入の額が変わります。詳しくはお問い合わせください。

申告から納税までの流れ



区からのお知らせ

令和5年度特別区民税・都民税の主な改正点についてのお知らせ

住宅ローン控除制度の見直しおよび延長

所得税の住宅ローン控除制度の見直しに伴い、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で翌年度分の特別区民税・都民税から控除する措置について見直しがされました。

- 住宅借入金等特別税額控除の適用期間が4年延長され、令和7年12月31日までの入居が対象となります。
 - 対象者の所得要件を改正前は合計所得金額3000万円以下だったものを2000万円以下とします。
 - 消費税率の引き上げに伴う需要平準化対策が終了するため、控除限度額を前年分の所得税の課税総所得金額等の5パーセント(最大9.75万円)に引き下げます(改正前:7パーセント(最大13.65万円))。
- 控除期間および控除限度額は次の表1・2のとおりです。
- 税制改正について詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

表1 控除期間

区分	入居年	控除期間
新築等の認定住宅等(※1)	令和4～7年	13年
新築等のその他の住宅等(※2)	令和4～5年	13年
	令和6～7年	10年
既存住宅	令和4～7年	10年

※1 「認定住宅等」とは、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅のこと。

※2 「その他の住宅等」とは、省エネ基準を満たさない住宅のこと。

表2 個人住民税の住宅ローン控除限度額表

入居した年月	平成21年1月～26年3月	平成26年4月～令和3年12月(注1)	令和4年1月～令和7年12月(注2)(注3)
控除限度額	A×5%(最高9万7500円)	A×7%(最高13万6500円)	A×5%(最高9万7500円)

※Aは所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額合計額)です。

(注1) 住宅の対価の額または費用に含まれる消費税の額等の税率が8パーセントまたは10パーセントに限られます。

(注2) 省エネ性能等の高い認定住宅※1につき借入限度額が上乘せされます。

(注3) 令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅等のうち一定の省エネ基準に適合している場合に限りです。

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、国税庁ホームページをご覧ください。



問い合わせ

税務課課税係 ☎3578-2593～8、2600～8

課税(非課税)・納税証明書の請求方法のご案内

課税証明書は、住民税の課税額(前年の所得および扶養の状況等)が記載され、非課税証明書は課税額がないことを証明するものです。納税証明書は課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。請求には4つの方法があります。

窓口申請

必要なもの

本人	●本人確認書類※
代理人	●代理人の本人確認書類※ ●委任状(本人が自署または記名・押印したもの)

※マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・在留カード等で、顔写真付きのものは1点、それ以外は2点提示してください。

交付手数料 1通300円(無料になる場合があります)
発行できる場所 各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)・台場分室

郵送申請(本人による申請のみ)

必要なもの

- 申請書(港区ホームページからダウンロードできます)
- 返信用封筒
- 本人確認書類の写し

交付手数料 1通300円(無料になる場合があります)
申請先 〒105-8511 港区役所税務課税務係

コンビニ交付

必要なもの

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(事前に利用登録したもの)

各カードについて詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室を除く)にお問い合わせください。

交付手数料 1通200円

利用時間 午前6時30分～午後11時(年末年始、メンテナンス時を除く)

電子申請

必要なもの

マイナンバーカード・スマートフォン・クレジットカード

交付手数料

1通300円(無料になる場合があります。また、郵便にかかる実費をご負担いただきます。)

課税(非課税)証明書申請

納税証明書申請

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、各証明書の交付申請ができるページに接続できます。



問い合わせ

税務課税務係

☎3578-2586～91

民法改正により
未成年者の個人住民税
の扱いが変わります

民法改正によって成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、個人住民税の非課税判定において、未成年者に当たらないこととなりました。

未成年対象年齢

令和4年度まで(改正前)	令和5年度から(改正後)
20歳未満	18歳未満
平成14年1月3日以降に生まれた人	平成17年1月3日以降に生まれた人

問い合わせ

税務課課税係
☎3578-2593～8、2600～8

税務関係民間団体のご紹介

区内の税務関係民間団体は、正しい税知識の普及および納税意識を高めることを目的として、区や税務署等と相互に連携するとともに、地域社会の健全な発展に寄与する各種の社会貢献活動を行っています。

構成団体	団体名	主な活動
納連	芝納税貯蓄組合連合会	●税に関する広報活動、各種研修会の開催 ●記帳活動 ●税理士による無料相談 ●租税教室の開催 ●税に関する作品(作文、標語、絵はがき)コンクールの開催 ●ボランティア活動(バザー売上金の寄付)等
	麻布納税貯蓄組合連合会	
青申会	(一社)芝青色申告会	
	(一社)麻布青色申告会	
法人会	(公社)芝法人会	
	(公社)麻布法人会	
間税会	芝間税会	
	麻布間税会	
小売酒販	芝酒類商連合会	
	東京小売酒販組合麻布赤坂支部	
税理士会	東京税理士会芝支部	
	東京税理士会麻布支部	



問い合わせ

税務課税務係
☎3578-2586

税務署からの確定申告のお知らせ



国税庁e-Taxキャラクター
「イータ君」

所得税・贈与税の申告書の提出期限・納期限は**3月15日(水)**です

ご自宅からのe-Tax申告のご案内 ~スマホでらくらく確定申告~

STEP 1 国税庁ホームページにアクセス

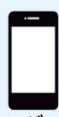
STEP 2 送信方法を選択

スマートフォンは
こちらから



※パソコンからも
下記2方式で
申告書の送信が
可能です。

マイナンバーカードを
お持ちの人はこちら
(マイナンバーカード方式)



マイナンバーカード
対応のスマートフォン



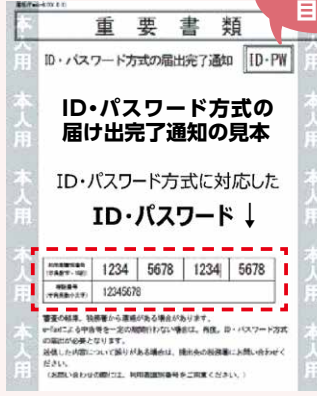
「マイナポータルアプリ」をインス
トールし、マイナンバーカードをスマ
ートフォンで読み取ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない人
はこちら(ID・パスワード方式)

「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています。

- 発行を希望する場合は、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた人は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



ID・PWが目印

STEP 3 画面の案内に従って金額等を入力し、e-Taxで送信して申告完了

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

確定申告書等を税務署へ提出する際は、**毎回**マイナンバーの記載と本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。



税理士による無料申告相談の日程

期間	会場	所在地	受付時間	事前申し込みサイト	事前申し込み専用電話番号
1月31日(火)~2月1日(水)	白金台いきいきプラザ2階集会室B	白金台4-8-5	午前9時30分~ 11時30分、 午後1時~ 3時30分	 二次元コードをスマートフ ォンで読み取ると、事前申し 込みサイトのページに接続 できます。	6626-2106 受付時間 平日午前9時~午後5時
2月2・3日(木・金)	芝浦港南区民センター1階区民ホール	芝浦4-13-1			
2月7~10日(火~金)	高輪区民センター1階集会室	高輪1-16-25			
2月1日(水)~15日(水) ※土・日曜、祝日を除く	麻布税務署 別館会議室	西麻布3-3-5	午前9時30分~ 午後4時	 二次元コードをスマートフ ォンで読み取ると、事前申し 込みサイトのページに接続 できます。	6626-2108 受付時間 平日午前9時~午後5時

※混雑回避のため、オンラインまたは電話で事前申し込みを受け付けます。
詳しくは、事前申し込みサイトをご覧ください。
※電話による事前申し込みは、「管轄の税務署」「ご希望の会場および相談日時」等
をお伝えください。また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンライ
ンによる事前申し込みの利用をご検討ください。事前申し込み専用電話番号以

外(税務署および地方団体)の電話による事前申し込みは受け付けていません。
※一部、当日入場整理券の配布を行います。なくなり次第終了しますので、ぜ
ひ、事前申し込みをご利用ください。
※土地、建物および株式等の譲渡所得がある人の利用はできません。

申告書作成会場の日程

開設期間	会場	所在地	時間
2月13日(月)~3月15日(水) ※土・日曜、祝日を除く(注)	芝税務署5階会議室	芝5-8-1	受け付け:午前8時30分~午後4時 相談:午前9時15分開始
2月16日(木)~3月15日(水) ※土・日曜、祝日を除く(注)	麻布税務署別館会議室	西麻布3-3-5	

(注)2月19日(日)・26日(日)は、東京国税局1階(中央区築地5-3-1)にて開場します。
※令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
※入場整理券は、当日、会場で配布する他、LINEによる事前発行を行います。
※入場整理券の配布状況に応じて、受け付けを早く締め切る場合があります。
※3月中は入場整理券の入手が困難となるのが予想されますので、2月中の来署を
おすすめします。
※還付申告をされる人は、上記開設期間の前でも相談を受け付けています。
※公共交通機関をご利用の上、来署ください。

オンラインで事前発行

友だち
追加は
こちらから



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウ
ントを友だち追加してください。

詳しくは、国税庁ホーム
ページをご覧ください

国税庁  検索



問い合わせ

芝税務署 ☎3455-0551
麻布税務署 ☎3403-0591
東京国税局税務相談室
(英語対応のみ) ☎3821-9070

都税事務所からのお知らせ

個人事業税の 申告について

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(水)
までに、令和4年中の事業の所得等を、都税
事務所に申告することになっています。ただ
し、所得税や特別区民税・都民税の申告をし
た人は、個人の事業税の申告をしたものとみ

なされ、別途申告する必要はありません。
なお、年の途中で事業を廃止した場合は、
廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場
合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をする
必要があります。

問い合わせ

東京都港都税事務所個人
事業税班 ☎5549-3805